

◆特定技能受入れ基準の全体概要表

項目	1) 特定技能外国人に関する基準	2) 特定技能所属機関に関する基準等				3) 1号特定技能外国人支援計画に関する基準等			
		2-1) 特定技能雇用契約の内容の基準		2-2) 特定技能雇用契約の相手方の基準		3-1) 1号特定技能外国人支援計画の作成	3-2) 1号特定技能外国人支援計画の記載事項	3-3) 1号特定技能外国人支援計画の基準	3-4) 1号特定技能外国人支援計画の登録支援機関への委託
		①雇用関係に関する事項に関するもの	②外国人の適正な在留に資するために必要な措置に関するもの	③適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの	④適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの				
1	年齢に関するもの	従事させる業務に関するもの	帰国担保措置に関するもの	労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守に関するもの	中長期在留者の受入れ実績等に関するもの	-	1号特定技能外国人支援計画の必要的記載事項に関するもの	適切な実施方法等に関するもの	-
2	健康状態に関するもの	所定労働時間に関するもの	健康状況その他の生活状況把握のための必要な措置に関するもの	非自発的離職者の発生に関するもの	十分に理解できる言語による支援体制に関するもの	-	分野に特有の事情に鑑みて定める基準に関するもの	一部委託の範囲の明示に関するもの	-
3	技能水準に関するもの	報酬等に関するもの	分野に特有の事情に鑑みて定める基準に関するもの	行方不明者の発生に関するもの	支援の実施状況に係る文書の作成等に関するもの	-	1号特定技能外国人支援計画の作成言語・写しの交付に関するもの	分野に特有の事情に鑑みて定める基準に関するもの	-
4	日本語能力に関するもの	一時帰国のための有給休暇取得に関するもの	-	関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由	支援の中立性に関するもの	-	-	-	-
5	退去強制令書の円滑な執行への協力に関するもの	派遣先に関するもの	-	実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由	支援実施義務の不履行に関するもの	-	-	-	-
6	通算在留期間に関するもの	分野に特有の事情に鑑みて定める基準に関するもの	-	出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことに関するもの	定期的な面談の実施に関するもの	-	-	-	-
7	保証金の徴収・違約金契約等に関するもの	-	-	暴力団排除の観点からの欠格事由	分野に特有の事情に鑑みて定める基準に関するもの	-	-	-	-
8	費用負担の合意に関するもの	-	-	特定技能所属機関の行為能力・役員等の適格性に係る欠格事由	-	-	-	-	-
9	本国において遵守すべき手続に関するもの	-	-	特定技能外国人の活動状況に係る文書の作成等に関するもの	-	-	-	-	-
10	分野に特有の事情に鑑みて定める基準に関するもの	-	-	保証金の徴収・違約金契約等による欠格事由	-	-	-	-	-
11	-	-	-	支援に要する費用の負担に関するもの	-	-	-	-	-
12	-	-	-	派遣形態による受入れに関するもの	-	-	-	-	-
13	-	-	-	労災保険法に係る措置等に関するもの	-	-	-	-	-
14	-	-	-	特定技能雇用契約継続履行体制に関するもの	-	-	-	-	-
15	-	-	-	報酬の口座振込み等に関するもの	-	-	-	-	-
16	-	-	-	分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの	-	-	-	-	-